

# 仕 様 書

## 1 事業名

「京都市生活ガイドブック『暮らしのてびき』」官民協働発行事業

## 2 協定期間

協定締結日～令和6年6月（予定）

## 3 制作に係る作業分担

### (1) 京都市

#### ア 行政情報の提供

市民に役立つ制度、相談窓口、施設等の市政情報を事業者を提供する。

#### イ 広告審査

下記(2)イの広告原稿について審査を行う。

### (2) 事業者

#### ア 情報誌の企画・編集・版下作成

京都市からの提供情報及び独自に収集する情報等を基に、ページデザインを行う。各ページの文字やレイアウト、デザインについては、本市の確認を受け、指示に従い校正を行う。

#### イ 広告集稿

「京都市広告事業実施要綱」、「京都市広告掲載基準」に基づき、広告主を募集し、広告主一覧、広告原稿を作成し、本市に提出する。また、本市の審査に基づき、必要に応じて校正を行うなど、積極的に協力すること。

#### ウ 印刷・製本

ア、イで本市の確認を受けた版下に基づき、正確に印刷・製本を行う。

#### エ 納品・配布

- ・ 市役所及び各区役所・支所のほか、本市が指定する関連施設等へ納品（約300箇所）する。また、本市役所へ納品を行う際も指定する執務室へ納品を行うこと。なお、本市指定箇所以外への配布や配布方法の提案があれば、本市と協議のうえ配布する。
- ・ 全ページのPDF形式のデータを納品する。

#### オ 電子ブック

電子ブックを作成し、インターネットを活用して広く一般に情報発信する。

#### 4 制作経費

企画、編集、印刷、製本及び納品など、情報誌の作成等に要する一切の費用は、事業者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。

#### 5 情報誌の規格

- (1) 体裁 A4版・無線綴じ
- (2) 刷色 2色以上ただし表紙・裏表紙はカラー
- (3) 紙質 再生紙、大豆インキ使用等、環境対応型とすること。また、冊子の全体的な重量や印字の鮮明さを考慮したものとする。
- (4) 頁数 156ページ（表紙4ページ、本文152ページ）程度。  
詳細は各年度の発行ごとに本市と協議のうえ決定する。
- (5) 構成 構成割合は以下のとおりとする。  
広告（企業等の広告）：45%以内  
広告以外\*（市の概要、制度、手続、施設情報等）：55%以上  
※市の概要、制度、手続、施設情報等の内訳と順番のイメージ  
（実際の紙面は協議のうえ決定する。）  
挨拶文1P/目次1P/区の見紹介4P/行政情報の目次1P/  
行政情報51P/番号案内14P/市バス・地下鉄情報3P/  
安心・安全情報13P
- (6) 文字等 高齢者及び障害者等に配慮した読みやすいフォント、レイアウト、デザイン、配色等とすること。

#### 6 作成部数

5万～6万5千部程度。詳細は、各年度の発行ごとに本市と協議のうえ決定する。

#### 7 発行・納品

協定期間内に2回発行（令和5年6月及び令和6年6月発行予定）

発行月は本市と協議のうえ、決定すること。

また、発行日までの本市が指定する期日までに、本市の指示する方法（原則、25冊単位で梱包し、本市が指定する依頼文を添付したうえで、段ボール等で納品）で指定する場所（京都市内を中心に約300箇所）に納品すること。

## 8 広告

- (1) 広告主の募集、広告原稿作成は事業者が行うものとし、広告料は事業者が収入する。
- (2) 広告主及び広告原稿は、「京都市広告事業実施要綱」及び「京都市広告掲載基準」の内容を満たし、広告主一覧の提供など本市に積極的に協力すること。
- (3) 広告営業にあたっては、営業先に丁寧且つ誤解を生まない説明を心掛け、広告販売を行うこと。
- (4) 作成した広告原稿は本市の承認を得ること。また、審査に基づき修正が必要な場合は、本市の指示に従うこと。
- (5) 広告枠には、広告であることが明確にわかる記載をすること。
- (6) 広告は配置を工夫し、分かりやすい冊子とするよう努めること。なお、広告を行政情報と同一ページに掲載する場合は、原則ページ下部3分の1以下に留めること。
- (7) 地図を掲載する場合は、可能な限り全市を漏れなく掲載すること。また、行政情報より後のページに掲載すること。
- (8) 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めること。

## 9 発行に関する責任、著作権

情報誌の著作権は、本市が提供する行政情報については本市に、協働発行を行う民間事業者等（以下「協働発行业事業者」という。）が提供する情報及び広告については協働発行业事業者に帰属し、その範囲において責任を負う。

## 10 その他

- (1) 協働発行业事業者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定する。